

第4回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第81号 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 第 2 陳情第5号 原子力災害に備えて、市民の甲状腺被ばくを低減化する安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情
- 第 3 議案第82号 いちき串木野市障害児通所支援事業施設条例を廃止する条例の制定について
- 第 4 議案第83号 いちき串木野市奨学金条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第85号 市来体育館等の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第86号 多目的グラウンド等の指定管理者の指定について
- 第 7 議案第87号 パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第88号 総合体育館の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第84号 いちき串木野市特別会計設置条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 第10 議案第89号 観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について
- 第11 議案第90号 市営駐車場等の指定管理者の指定について
- 第12 予算議案第4号 平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）
- 第13 附帯決議案第1号 予算議案第4号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議について
- 第14 議案第91号 いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第92号 いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第93号 いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び旧いちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第94号 いちき串木野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第18 予算議案第5号 平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）
- 第19 簡水特予算議案第3号 平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 公下水特予算議案第3号 平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 療特予算議案第3号 平成28年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第95号 いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定について
- 第23 議案第96号 いちき串木野市議会議員の政治倫理条例施行規則の制定について
- 第24 特別委員長報告（議員定数等調査特別委員長）

第25 意見書案第2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

第26 意見書案第3号 原発コストの利用者への転嫁に反対する意見書の提出について

第27 意見書案第4号 介護保険制度のサービス低下を行わないことを求める意見書の提出について

追加日程第1 意見書案第5号 原子力災害の万が一の備えとして、市民への安定ヨウ素剤の事前配布を求める意見書の提出について

第28 閉会中の継続審査について

第29 閉会中の継続調査について

第30 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 17名

2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君
10番	濱田尚君		

欠席議員 1名

1番 松崎幹夫君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長 東浩二君	主	査 石元謙吾君
補	佐 岡田錦也君	主	任 軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長 田畑誠一君	財 政 課	長 田中和幸君
副 市	長 中屋謙治君	市 来 支 所	長 下迫田久男君
教 育	長 有村孝君	教 委 総 務 課	長 木下琢治君
総 務 課	長 中尾重美君	消 防	長 原 蘭 照 明 君
政 策 課	長 満 蘭 健 士 郎 君		

平成28年12月26日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった監査報告第5号及び10月分の例月出納検査の結果について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第12

議案第81号～予算議案第4号一括上程

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第81号から日程第12、予算議案第4号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

○総務委員長（濱田 尚君） おはようございます。

総務委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案1件、継続審査の陳情3件の計5件であります。

去る12月14日と19日に委員会を開催し、陳情2件を除き審査会が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第81号連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてであります。

本案は、鹿児島市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、鹿児島市が連携中枢都市となり、いちき串木野市、日置市、始良市がそれぞれ鹿児島市と連携協約を締結し、連携中枢都市圏の活性化を図ろうとするものであります。

主な取り組みとしては、1点目に、都市圏の将来像として鹿児島市を中心とする都市圏を形成し、圏

域全体として人口対策、生活関連機能の向上、産業活性化などを進め、魅力ある連携中枢都市圏を目指すこととしております。

2点目は、将来の人口展望として、各市及び連携中枢都市の取り組みを進めることで、45年後の圏域4市の目標人口を64万9,000人となるよう設定しております。

3点目は、施策の全体像として、第2条の三つの基本方針について具体的な単一策を17に区分し、さらに、具体的な連携事業を25の項目に区分しております。また、連携中枢都市圏に係る国の財政支援については、いちき串木野市を含む構成市は、特別交付税により毎年1,500万円を上限として事業に要する費用が交付されることとあります。

審査の中で、鹿児島市と連携中枢都市圏を形成することで本市の人口が鹿児島市に流出する懸念はないかと質したところ、鹿児島市には大都市圏への人口流出を抑えるダム機能を期待するとともに、圏域を形成することで経済循環が高まり、圏域全体のサービス、福祉の向上の増進などにつながり、住みよい魅力ある生活を高めることで本市への人口流入を期待するとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）中委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,201万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億2,246万5,000円とするほか、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為をするものであります。

それでは、歳入の主なるものについて申し上げます。

9款地方交付税は、今回の補正の所要財源として7,773万2,000円を追加するものであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項1目一般管理費は、臨時職員賃金678万8,000円の追加及び受講料等研修会出席負担金20万円の計上であります。

説明によりますと、受講料等研修会出席負担金は、

職員の資質の向上を図り、住民ニーズに応えた行政を積極的に推進し、行政の担い手としての意識改革と経営感覚の醸成を図る目的として、串木野青年会議所に5名、期間は2年間の派遣研修を実施するものであります。

審査の中で、串木野青年会議所へ研修派遣することの効果について質したところ、串木野青年会議所はよりよいまちづくりを目指し、ボランティア活動や社会的課題に取り組んでいる身近な団体であり、従来の職員研修での座学だけでなく、異業種の中に入ることによって市民感覚、人脈、ネットワークが拡充され、市職員の意識改革と職場での意欲が向上することに期待したいとの答弁であります。

また、公務員の枠に固まらず、大胆な発想ができる雰囲気づくりも大事なことから、厳しい民間企業等への研修派遣も人材育成の一つの方法だと考えるがどうかと質したところ、他の自治体では地元の地場産業等の民間研修も実施しているところもあることから、今後はそのような研修についても一つの手法と捉え検討していきたいとの答弁であります。

委員の中から、研修の意義は理解するが、串木野青年会議所に限らず、研修先の枠を広げて、職員みずからが望む研修も必要である旨の意見や、研修も必要であるが、職場内でのモチベーションを高め、やる気が期待できるような環境づくりが必要である旨の意見が述べられました。

6目企画費は、転入者住宅建設等補助金600万円及び空き店舗活用留学生等居住支援事業1,500万円の追加であります。

説明によりますと、空き店舗活用留学生等居住支援事業は、平成27年度繰越事業に係るいちき串木野商工会議所が行う、木のあふれる街づくり事業を活用したモデル建物改修事業等に対する地方創生提案型事業促進補助金であります。

審査の中で、入居の対象者及び建物の管理体制について質したところ、現在、入居者等については、神村学園と商工会議所で調整中であり、主に東南アジアのネパール、ベトナムからの留学生で、市内の事業所でアルバイトをする学生などが入居すると考えている。また、建物管理については管理人を置く

方向で検討していくとの答弁であります。

10目共生協働推進費は、自治公民館の新築及び補修に係る自治公民館建設整備事業補助金442万4,000円の追加であります。

次に、第2条繰越明許費の設定についてであります。

臨時福祉給付金に関する事業費について、29年度に繰り越して事業を執行するため、設定しようとするものであります。

次に、第3条債務負担行為の設定についてであります。

いちき串木野市市来体育館など5件の指定管理者の指定について、債務負担行為の期間と限度額を設定しようとするものであります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、総務費の受講料等研修出席負担金20万円の執行に当たっては、大六野委員外4名の委員から附帯決議が提出され、予算議案第4号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）に対して附帯決議をすることに決し、議案を提出することといたしております。

次に、本定例会に付託されました陳情第5号についての審査結果を御報告いたします。

陳情審査に先立ち、本委員会においては、安定ヨウ素剤を事前配布している薩摩川内市の視察研修を行ったところであります。

陳情第5号原子力災害に備え、市民の甲状腺被ばくを低減化する安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市湊町2丁目180番地、避難計画を考える緊急署名の会、共同代表、江藤卓朗氏外658名から提出されたもので、その趣旨は、いちき串木野市において、原子力災害に備えて市民の甲状腺被ばくを低減化する安定ヨウ素剤の事前配布を求めるというものであります。

審査の中で、原子力災害が発生した緊急時に安定ヨウ素剤を配布することは困難であり、安定ヨウ素剤を希望する住民に事前に配布することが安心にもつながるものとする。陳情の趣旨である安定ヨウ

素剤の事前配布は理解はできるものの、陳情者が求めている市独自の事前配布については、医師会、薬剤師の確保や費用負担、さらには服用後の責任問題等が懸念される。これらを踏まえると、安定ヨウ素剤は5キロ圏内のPAZだけの配布ではなく、30キロ圏内のUPZも同様の取り扱いを求める意見書を当委員会から県知事に提出すべきではないかという意見や、原発から30キロ圏内の住民が原子力災害が発生して県外に避難できる所要時間は約22時間と想定されるが、土砂崩れなどの複合災害になった場合、通行機能が10%低下して約81時間と想定されている。

そういう状況を考えて、安定ヨウ素剤を希望する住民に配布しておくことが必要であり、多数の陳情者の願意及び住民の不安を考慮すると、県が原発に関する検討委員会を設置することから、安定ヨウ素剤の事前配布について協議する内容の意見書を当委員会から県知事に提出し、県主導での安定ヨウ素剤の事前配布を求めるべきという意見が述べられ、陳情第5号については、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入りますが、予算議案第4号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第81号連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、陳情第5号原子力災害に備えて市民の甲状腺被ばくを低減化する安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨採択されました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長東 育代君登壇〕

○教育民生委員長（東 育代君） おはようございます。

私も教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案6件、予算議案1件の計7件であります。

去る12月15日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第82号いちき串木野市障害児通所支援事業施設条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市療育園を廃止するため、障害児通所支援事業施設条例を廃止しようとするものであります。なお、平成29年3月31日での廃止に伴い、平成29年4月1日からの施行となり、療育事業特別会計の平成28年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例によるものとし、廃止の際に同会計に属する剰余金、債券及び債務は、いちき串木野市一般会計に帰属するものとしております。

審査の中で、現在の療育園職員の処遇と今後の相談体制はどのようになるのかと質したところ、2名の正職員については、いちき串木野市障がい者等基幹相談支援センターへの配置を考えており、現在い

る相談専門員1名、臨床心理士1名に加え、計4名体制で充実を図りたいとのことで、臨時職員2名については本人の希望等を考慮し、対応していきたいとのことであります。

また、これまで療育園に通園していた子供及び保護者等からの相談については、障がい者等基幹相談支援センターで対応していくとのことで、今後も相談しやすい環境を整え支援していきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号いちき串木野市奨学金条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本市の奨学金制度について、奨学生の要件、奨学金の額の決定基準及び返還方法を緩和するため、関係条例を整備しようとするものであります。

説明によりますと、第1条でいちき串木野市奨学金条例の一部を、第2条でいちき串木野市農業自営者養成奨学金条例の一部を、第3条でいちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学金条例の一部を改正しようとするもので、平成29年1月1日から施行しようとするものであります。

改正のポイントとしては、一つ目に、成績による制限を撤廃するもので、現在の奨学生の選考において平均3以上としている学業の成績基準を撤廃しようとするものであります。

二つ目は、授業料の免除、減免に伴う奨学金額の減額規定を撤廃するもので、いわゆる高校授業料無償化により授業料が減額された場合、その額を奨学金から減額する規定としているため、授業料以外の経済的負担を考慮し、撤廃しようとするものであります。

三つ目は、返還方法を緩和するための見直しであります。通常は3年間の貸与を受けた場合、卒業後1年の猶予期間の後に貸与期間の2倍、6年で返還するところを退学等で奨学生としての資格を失った場合、在学中であっても基本的には1カ月以内に一括返還する規定であるため、この規定を通常の返還方法と同様に、卒業後あるいは退学後に1年間の猶予期間を設け、貸与期間の2倍の期間で返還できる

ようにしようとするものであります。

あわせて、農業自営者養成奨学金については、卒業後引き続き農業経営をしないと返還免除にならない厳しい規定であるため、農業自営の活性化を図る観点から、卒業後3年間の猶予期間を設ける規定を新設しようとするものであります。

審査の中で、成績による制限を撤廃したのほどのような理由からなのかと質したところ、現在、高校進学が90%を超える状況にあり、ほとんどが高校まで進学する時代になっている。通知表の成績では平均3未満の子供たちの高校進学希望も多く、経済状況や社会状況を考慮すると、成績による制限を撤廃すべきことから、慎重審議を重ねた結果、高校進学の経済的な一助になればという思いで成績の基準を撤廃したとの説明であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号市来体育館等の指定管理者の指定についてであります。

本案は、市来体育館、市来武道館、市民プール、川北スポーツ公園及び秀栄ドーム5施設の指定管理者の更新に当たり、公募を行ったところ、2社の応募があり、選定審議会で審査の結果、引き続き株式会社日本水泳振興会を指定し、指定管理の期間を平成29年4月から平成34年3月までの5年間としようとするものであります。今回、新たに秀栄ドーム1施設を加え、指定管理料基準額756万8,000円に対し、同額で提案されているものであります。

審査の中で、指定管理料基準額が増額となっている理由について質したところ、主なる要因としては、人件費の増と川北スポーツ公園夜間照明施設電気料の増が要因とのことであります。

委員の中から、指定管理全般の意見として、選定審議会の外部委員の選任については、専門的な見識のある方を新たに委員に加え、選定に係る審議の充実を図るべき旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号多目的グラウンド等の指定管理者の指定についてであります。

本案は、多目的グラウンド、庭球場及び市来運動

場の指定管理者の指定に当たり、公募を行ったところ、2社の応募があり、選定審議会で審査の結果、引き続き有限会社俣木造園を指定し、指定管理の期間を平成29年4月から平成34年3月までの5年間としようとするものであります。

今回、新たに庭球場1施設を加え、指定管理料基準額1,478万5,000円に対し、1,409万5,000円で提案されているものであります。

審査の中で、指定管理者候補者として選定された理由について質したところ、選定審議会の採点では施設の管理実績、会社の経営状況、事業の計画性などが評価されており、過去7年間の実績では施設管理上の問題もなく良好で、施設利用者からの評価も高いことが理由との答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号パークゴルフ場の指定管理者の指定についてであります。

本案は、いちき串木野パークゴルフ場の指定管理者の指定に当たり公募を行ったところ、1社の応募があり、選定審議会で審査の結果、引き続き株式会社ユウキを指定し、指定管理の期間を平成29年4月から平成34年3月までの5年間としようとするものであります。なお、指定管理納付金基準額163万9,000円に対し、提案額は180万円であります。

審査の中で、芝生の管理が良くないと聞かすが、従業員の雇用人数を含め、市としてどのように把握しているのかと質したところ、男性の年間雇用が当初の4人から3人と少なくなっているが、現在では造園関係の方やオペレーターも作業に加わっており、機械を導入することにより手入れの密度が上がり、徐々に効果が出始めてきているとの答弁であります。

また、指定管理者の公募による応募者は1社であったが、選定審議会でどのような理由により指定管理候補者としたのかと質したところ、平成24年度当時の指定管理納付金の提案額は280万円で、今回は180万円と100万円少ない提案がなされている。平成24年度の応募段階では収益が伸びていくと期待していたが、実際は難しい状況であったとのことで、今回、過去5年間の検証と経費等の見直しを行い、

収支のバランスがとれた提案がなされている。なお、税理士の方が会社の経営状況を確認したが、経営に関し不適合という意見はなかったとのことであります。

また、今回の提出資料の中で不明瞭な箇所があり、審査において誤解を招いたことから、資料作成に当たっては会社の決算資料等を十分に確認し、しっかりと把握していきたいとの答弁であります。

また、委員の中から、指定管理者のあり方及び選定に当たっては、市内業者でできるところは市内業者を優先させるよう対応してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号総合体育館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、今回新たに総合体育館に指定管理者を導入するに当たり公募を行ったところ、3社の応募があり、選定審議会で審査の結果、株式会社日本水泳振興会を指定し、指定管理の期間を平成29年4月から平成32年3月までの3年間としようとするものであります。なお、指定管理料基準額2,212万4,000円に対し、提案額は2,187万4,000円であります。

審査の中で、現在雇用している管理人の雇用について質したところ、指定管理者となる団体に対し、継続して雇用するようお願いするとの答弁であります。

また、4年後の国体会場であることから、現在のまま、引き続き直営管理のほうがよかったのではないかと、指定管理にして支障は出ないのかと質したところ、国体関係については市及び教育委員会が中心となり、競技及び会場運営に参画することとしており、指定管理者は体育館の管理運営の部分を行うことになるとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）中委員会付託分についてであります。

歳出の3款民生費の社会福祉費は、臨時福祉給付金給付事業1億513万6,000円の計上で、国の経済対策に伴う臨時福祉金を低所得者世帯に給付するもの

で、平成28年度市民税非課税者6,700人を見込み、1人当たり1万5,000円を給付しようとするものがあります。なお、申請期間は平成29年3月から8月までの6カ月間を予定し、翌年度へ繰り越して実施しようとするものであります。

障害者等福祉費の障害者総合支援法介護給付等事業7,847万8,000円の追加は、訓練等給付費ほか3事業に係る扶助費であります。

審査の中で、介護給付費と訓練等給付費の追加が多額となった理由について質したところ、グループホームや就労支援施設等におけるサービス利用が増加しているのに加え、新たに4事業所ができ、さらに利用が増えてきていることが要因であるとの答弁であります。

4目老人福祉施設管理費145万円は、串木野高齢者福祉センター等の屋根防水・外壁改修事業に係る設計委託料の計上であります。

2項児童福祉費では、一時預かり事業補助金、保育対策総合支援事業補助金が新規事業として計上されております。

保育施設等給付費は、私立保育園6園と認定こども園2園に対する、入所者数及び保育単価の増に伴う給付費の追加で、入所児童数8,973人の見込みに対し9,071人が見込まれていることから、4,598万2,000円を追加しようとするものであります。

4款衛生費は、串木野健康増進センター屋根防水改修事業と市来保健センター屋根防水等改修事業の計上であります。両施設とも平成29年度に電源交付金を活用した改修工事を予定しており、本年度中に設計を行いたいとの説明であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第82号いちき串木野市障害児通所支援事業施設条例を廃止する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） おはようございます。私は日本共産党を代表して、議案第82号いちき串木野市障害児通所支援事業施設条例を廃止する条例の制定について反対し、討論を行います。

この議案は、現在、市内に民間の児童発達施設が3施設となったので、この園を廃止しようとするものです。最近では乳幼児の健診などで療育の必要な子供たちが早く見つかることから、支援が受けられる体制が十分できております。児童の発達支援は、二、三歳の母子関係がうまく築けない親子が、遊びのプロである保育士さんと遊びを通してかかわり、支援する役割が大きな施設です。

現在、本市では週2回、14日という保育が実施されておりますが、発達支援が必要な子供たちが増えていとも言われている中で、早期の対応が必要な子供の力に合わせて行う保育ですが、最初は薩摩川内並び国基準の23日の実施が本来行われるべきではないかと思っております。そのためにも、この施設の役割はやはり残されなければならないと思います。

また、現在この療育園に通っていた子供たち8人がほかの施設にすぐなじめるか、これもまた疑問です。緊張した子供たちがクールダウンできる場所としても、なれ親しんだこの施設を相談場所として活用するようなことも要るのではないのでしょうか。また、親御さんたちも残してほしいとの要望も強いと伺っております。

確かに障害のセンターや福祉センターなど経験ある保育士さんたちの力をかりて、もっと充実して、切れ目ない支援を行うということも言われておりますが、この3年間で施設として遊具なども充実してきました。こんな施設を廃止するということでは疑問が残ります。現在、他都市の療育園に通園をされている方々も多数おられます。

また、現在、生福保育所が保育の待機児の受け皿ともなっております中で、公立の子供たちのこの療

育園というのは、子供たちが隙間のない公立の療育園の中で、このような子供たちの受け皿として存在をさせるということが必要だと思い、私はこの廃止をするという内容について反対の討論を行います。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号いちき串木野市奨学金条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号市来体育館等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第86号多目的グラウンド等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第87号パークゴルフ場の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第88号総合体育館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長宇都耕平君登壇〕

○産業建設委員長（宇都耕平君） 産業建設委員長報告。

私ども産業建設委員会に付託されました案件は単

行議案3件、予算議案1件及び請願1件の計5件であります。

去る12月16日、委員会を開催し、請願1件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第84号いちき串木野市特別会計設置条例等の一部を改正する等の条例の制定についてであります。

本案は、国の方針に基づき簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、関係条例を整備及び廃止しようとするものであります。

説明によりますと、この条例は平成29年4月1日から施行され、簡易水道事業特別会計は同年3月31日で打ち切り決算を行い、その後は水道事業会計に引き継がれることや廃止前の簡易水道事業規程等となされた処分や手続、料金、加入金及び手数料等については廃止前の条例の例によるものとのことでもあります。

審査の中で、統合における簡易水道の水源地の利用について質したところ、これまでの簡易水道の水源地については既存のまま活用し、今後、簡易水道と上水道の管を接続し、通水及び排水ができるように進めていくとの答弁であります。

また、統合することによって財政的な部分も含めたメリット、デメリット等を計画的に市民へ周知していくべきではないかと質したところ、近年、節水や人口減少等による水道使用料の減や配水管等の更新時期を迎え、施設への設備投資など多くの課題が残っており、今後、料金改正等の問題も生じてくることから、歳入と歳出のバランス等も考え、健全な運営が図れるよう努めていきたい。

また、市民にはあらゆる角度から理解を得られるような取り組みを行っていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定についてであります。

本案は、観音ヶ池市民の森の指定管理者の更新に当たり公募を行ったところ、1社の応募があり、選

定審議会で審査の結果、引き続き株式会社石原建設を指定しようとするもので、指定の期間を平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものであります。

審査の中で、観音ヶ池市民の森の管理運営のあり方について質したところ、指定管理者と十分協議し、観光地としてふさわしい管理ができるように努めていきたい。また、桜の時期は県内でも有数な名所であり、多くの人で賑わうが、1年を通して多くの人を訪れるような計画を立てて、その具体化に向け随時進めているとの答弁であります。

また、委員の中から市民や市外からの利用者が楽しく気持ちよく使えるように、高いレベルでの管理を行ってほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号市営駐車場等の指定管理者の指定についてであります。

本案は、串木野駅前駐車場、市来駅前駐車場、串木野駅前広場及び神村学園前駅前広場の指定管理者の更新に当たり、市来駅前時間貸駐車場及び市来駅前広場を加えて公募を行ったところ、2社の応募があり、選定審議会で審査の結果、有限会社東洋ベンディングを指定しようとするもので、指定の期間を平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものであります。

審査の中で、神村学園前駅前広場にある受電施設等周辺の除草について質したところ、施設周辺に草が生え、駅前の景観が損なわれる部分もあるため、草が生えないよう対策等を検討していきたいとの答弁であります。

また、委員の中から、神村学園前駅前広場については指定管理者やボランティアによる管理をされている串木野養護学校及び神村学園と連絡調整をし、適切な維持管理を行ってほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）中委員会付託分についてであります。

まず、歳入であります。

14款県支出金は、農林水産業費県補助金で、多面的機能支払交付金206万1,000円が主なるものであります。

次に、歳出であります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費は、地域農業の担い手の経営基盤強化を図るため、集落営農の組織化に対する補助金20万円の計上で、対象組織は川南地区営農組織「夢ファーム大里」であります。

委員の中から、組織化を進める中で、今後、数値目標の設定等を含めた農政指導を行ってほしい旨の意見が述べられたのであります。

9目土地改良事業費は、串木野防災ダムの生福警報局管理用道路整備等に係る県営事業負担金200万円の計上及び用排水施設等の整備事業10カ所及び防火水槽の整備事業1カ所に係る県営事業負担金577万2,000円の計上が主なるものであります。

審査の中で、串木野防災ダムにおける平成30年度までの事業計画について質したところ、生福警報局管理用道路の整備のほか、串木野防災ダムの管理事務所及び市役所内に設置してあるテレメーターシステムの改修を計画しているとの答弁であります。

次に、7款商工費1項2目商工振興費は、「フェリーニューこしき」ドッグ期間中の貨物船備船に対する補助金90万円の計上及び商工業者店舗リフォーム補助金147万円の追加が主なるものであります。

審査の中で、空き店舗等活用促進事業及び商工業者店舗リフォームに係る補助金交付金後のフォロー体制について質したところ、補助金を交付する要件として商工会議所及び商工会への加入が必須であり、その中で経営相談等も行われているとの答弁であります。

委員の中から、補助金交付後の事業者の努力はもちろんであるが、補助金を有効に活用されるよう、しっかりとしたフォロー体制を構築してほしい旨の意見が述べられたのであります。

3目観光費は、熊本地震の影響を受けた市内の宿泊施設や物産館等への支援を図るため、10月から実施している観光客誘客促進事業の県外宿泊者増に伴う事業費314万円の追加であります。

委員の中から、県外宿泊者数の見込みを3,500人

と設定しており、今後とも情報発信等を行いながら積極的な支援を図ることで観光客誘客促進に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

予算議案第4号中委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第84号いちき串木野市特別会計設置条例等の一部を改正する等の条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号観音ヶ池市民の森の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第90号市営駐車場等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第4号について討論・採決に入ります。

予算議案第4号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する3常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、3常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、3委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 附帯決議案第1号

○議長（中里純人君） 次に、日程第13、附帯決議案第1号を議題とします。

総務委員長に提案理由の説明を求めます。

〔総務委員長濱田 尚君登壇〕

○総務委員長（濱田 尚君） ただいま議題とされ

ました附帯決議案第1号予算議案第4号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議について、提案理由を申し上げます。

平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）に計上されている総務費の受講料等研修会出席負担金20万円は、串木野青年会議所に市職員5名を平成29年1月1日から平成30年12月31日までの2年間、研修派遣を行うための入会金と3カ月分の会費であります。

今回追加計上されている受講料等研修会出席負担金は、串木野青年会議所に限定して市職員5名を同時に研修派遣することに疑問があり、職員みずからの意欲や目的意識があつての研修とは感じられず、研修による知識や技能の習得は私どもが期待するほど大きな成果は得られないと考えるところであります。

研修成果については、職員個人が考えて、そして行動することにより価値ある行政サービスを生み出していくものと考えられることから、執行に当たっては次の事項に留意することを求めるため、附帯決議を提出するものであります。

1、特定の団体に限定せず、民間企業等を含む多様な研修先を検討すること。

2、職員みずからが研修を受講するような意識改革を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

附帯決議案第1号予算議案第4号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

△日程第14～日程第21

議案第91号～療特予算議案第3号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第14、議案第91号から日程第21、療特予算議案第3号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

本日新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第91号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係条例を整備しようとするものであります。

改正の主な内容は、第一に育児休業等に係る子の範囲の拡大、第二に介護休暇の分割取得、第三に介護時間制度の創設であります。

議案第92号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第93号いちき串木野市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び旧いちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特別職報酬等については、去る12月12日に特別職報酬等審議会の答申を得ましたので、その答申を尊重し、12月の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げ、1.675月分とし、本年12月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。これにより、年間の期末手当の支給率は3.15月分となり、平成29年度からは今回の引き上げ分を6月と12月に均等配分

するものであります。

議案第94号いちき串木野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に伴う国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市一般職の職員の給与について、関係条例を整備しようとするものであります。

改正の主な内容は、第一に職員の給料表を平均0.2%引き上げるもので、本年4月1日から適用しようとするものであります。

第二に勤勉手当の改正であります。12月の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げ、0.9月分とし、本年12月1日にさかのぼって適用しようとするものであります。これにより年間の勤勉手当の支給率は1.7月分となり、平成29年度からは今回引き上げ分を6月と12月に均等配分するものであります。これらの改正に伴う影響額は、共済費を含めて、一般職員分1,697万円、議会議員、市長、副市長及び教育長分85万3,000円の合計1,782万3,000円となる見込みであります。

第三に扶養手当の見直しであります。配偶者に係る扶養手当の月額を6,500円、子に係る扶養手当の月額を1万円とするため、平成29年4月1日から段階的に実施するものであります。

次に、予算議案第5号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,745万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億3,991万6,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、議案第92号から第94号に係る給与費を各款にわたり調整し、1,698万5,000円を追加するとともに、特別会計への繰出金46万6,000円を追加しております。歳入は、9款地方交付税で、今回の補正財源所要額の追加であります。

次に、簡水特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,883万2,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款簡易水道事業費で、給与改定に伴う給与費の追加であります。歳入は、3款繰入金で、一般会計繰入金の追加であります。

次に、公下水特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億546万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費及び2款事業費で、給与改定に伴う給与費の追加であります。歳入は、4款繰入金で、一般会計繰入金の追加であります。

次に、療特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,105万3,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費で、給与改定に伴う給与費の追加であります。歳入は、2款繰入金で、一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

まず、議案第91号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第92号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第93号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び旧いちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

○2番（福田道代君） 特別職の報酬などの審議会の答申が出されて上程されてるんですけども、この審議会の中での委員の賛成とか反対とか、数というのは全員がそういうふうになったんでしょうか。

○総務課長（中尾重美君） 特別職報酬等審議会の審査の内容でございます。

審査の内容におかれましては、一部の議員からは引き上げをしない、あるいは前回の否決された分をそれまで盛り込むというような方々が1名ぐらいずついらっしやいまして、そのほかの方につきましては、この答申のとおり引き上げることは適切ということでございました。

終わります。

○2番（福田道代君） 何名いらっしやるんですか。

○総務課長（中尾重美君） 審議会の報酬の委員は10名でございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第94号いちき串木野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第5号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、簡水特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、療特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第91号から療特予算議案第3号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号から療特予算議案第3号までについては委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第91号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びいちき串木野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） 日本共産党を代表いたしまして、議案第92号について反対の討論を行います。

アベノミクスが始まって4年です。さらに、2014年4月の消費税8%への引き上げによって家計消費の落ち込みが深刻になりました。格差と貧困は一層拡大し、社会と経済は危機にさらされ、貧困大国となっております。

子供たちが虫歯の治療が受けられない、こんな状態も増えていると聞いています。医療費の負担増や年金の削減、生活保護の切り下げなどが市民の暮らしを直撃してきました。国の来年度予算には、年金のさらなる引き下げが行われようとしていると聞いています。爪に火をともしような市民の暮らしもう限界となっております。最近では、市内で長く商売をされていた八百屋さんや衣料品店などが次々と閉店となっております。消費が伸びない状況がここにあらわれているのではないのでしょうか。

また、これから年末にかけて老人世帯はおこただけで暖をとっている。この方々にお聞きをしましたら、電気の基本料金は10アンペア以下で契約をしているというような人たちが大変多いことがわかりました。こんな高齢者の暮らしは大変です。

こんな中で来年が選挙に入りますが、暮らしが大変なときに、やはり市議会や市議会議員の期末手当の引き上げなどすべきではないと考えております。

よって、この議案第92号には反対です。

○議長（中里純人君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

〔17番福田清宏君登壇〕

○17番（福田清宏君） 議案第92号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

議案第92号は、特別職報酬等審議会の答申を尊重して市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとして提案されました。さきの議員定数等調査特別委員会の審査においても、議員定数と議員報酬とのかかわりについて意見が出されました。

私は議員報酬が将来にわたり生活給として位置づけられ、議会活動に専念できる道を模索していかな

ければならないと思っております。そして、若い市民も立候補しやすい環境づくりを追求していかなければなりません。また、特別職報酬等審議会の答申を尊重して提案された本議案が前回に引き続き否決されるようなことになれば、特別職報酬等審議会の存立に影響を及ぼしかねないことに危惧を覚えます。

以上をもって、議案第92号に対する賛成の討論といたします。議員各位の賢明なる御判断をよろしくお願いいたします。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び旧いちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） 私は日本共産党を代表いたしまして、議案第93号について反対の討論を行います。

12月12日に特別職の報酬審議会が行われ、その答申を尊重して引き上げを行うということが提案をされております。しかしながら、国の政治の状況、また、国民の生活の状況は日々深刻になっております。アベノミクスや消費税によって家計の消費が落ち込み、異常な状況となっております。

また、市民負担もますます増える中で、市民はこれから先、国保税も払えない、そして、固定資産税などもなかなか払うのが困難になってきているというような声もあちこちでお聞きいたします。また、これから先の市の税収を見たときも、これまでと比較いたしまして、毎年減ってきているというような状況になっております。

そんな中で、市民の暮らしを差しおいて、特別職である市長や教育長などの報酬の引き上げは、やはり今、やるべき時ではないのではないのでしょうか。今、私たちは市民の暮らしを守る立場での政治を行っていく、このことが求められます。

今回の報酬の引き上げに対しましては、やはり異常な生活の実態を直視して、そして特別職の報酬の引き上げを行わないということを私は市民の皆様方に訴えをしていきたいと思っております。

議員の皆さん、やはり今の市民の暮らしを反映したときに、皆様方の御賛同をお願いを申し上げます。反対討論といたします。

○議長（中里純人君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

〔17番福田清宏君登壇〕

○17番（福田清宏君） 私は議案第93号について、賛成の立場で討論いたします。

さきの議案92号同様に、特別職報酬等審議会の答申を尊重して提案された本議案が前回に引き続き否決されれば、特別職報酬等審議会の存立に影響を及ぼしかねないことを危惧するものであります。

以上をもって議案第92号に対する賛成の討論といたします。議員各位の賢明なる御判断をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号いちき串木野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第5号平成28年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、簡水特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第3号平成28年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第95号

○議長（中里純人君） 次に、日程第22、議案第95号を議題とします。

竹之内勉議員に提案理由の説明を求めます。

〔12番竹之内勉君登壇〕

○12番（竹之内 勉君） 議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

私たちいちき串木野市議会は、議会発足以来、市民の皆様が開かれた議会、信頼され頼りにされる議会を目指し、これまで議会報告会、一般質問の一问一答方式、議会基本条例、本会議のネット放送など、議会改革に取り組んでまいりました。

しかし、改革に終わりはありません。合併後11年を迎え、さらなる議会改革のために本倫理条例を提案するものであります。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定について、質疑はありませんか。

○2番（福田道代君） 来年は選挙が行われる年ということで、市議会議員たちもさまざまな問題がは

らんでくると思うんですけども、そういう中でこの倫理条例を制定していくに当たって、例えば公職選挙法の関係で言いますと、看板とか葬儀での花輪とか、また、お祭りなどの寄附というような話も聞いておりますが、そのような内容が具体的に討議をされたのでしょうかという問題が一つですね。

それと、こういう具体的に提案をされております内容があるんですが、第4条ですね、そこなどにおいては、私自身は余りにもこの倫理条例の内容というのは全く、議員になって3年目を迎えますけれども、今まで論議されて報告されてきたという経緯を持っていなくて、全くわからない状況になっています。それで突然こういう内容とかが入ってまいりましたけれども、こういうことが余りにも突然に出されてきているのでちょっと戸惑っています。こういう内容について、何か具体的な問題とかというのがわからないので、経過などがありましたら教えてほしいと思います。

○12番（竹之内 勉君） ただいま2点の質問だと思いますが、まず公職選挙法との関係ということで、この倫理条例の中での議論をされたかということですが、公職選挙法は公職選挙法です。倫理条例は、あくまで議員の倫理観の問題ということでの捉え方であります。

それと、4条も含めて突然に思うが、結局、なぜ今のタイミングかということだろうかと思いますが、この倫理条例というのは、議会改革の議会基本条例と並ぶ大きな柱だと我々は認識をしております。それで、賛成議員も含めて平成21年度から先進地視察を、中には2回、3回されていらっしゃいます。あわせて、今年、議運のほうでもそういう必要性があるということでの先進地の視察だったろうと思います。そういうことが一つ。

それと、近年、地方議会において非常に議員の倫理観に関する事象がたくさん発生しております。最近では、同じ九州内の市名を言っているのかあれですが、直近でもそういう問題が起こっております。非常にこういう事象が発生するたびに私ども議員も、皆さんそれぞれだと思っておりますが、本市は大丈夫じゃったかということ聞かれ、この倫理観について、

市民の皆様方の思いというんですかね、そういうのを非常に感じております。

また県内でも、私が確認したところではもう既に5市が制定済みであります。決して早いということでもないということでもあります。また、今、来年改選のことを言われましたが、タイミング的には、やはり市民の皆様方にも周知する時間が必要であろうと。これは所管の議会運営委員会で本当は結論を導いていくところなんでしょうけれども、9月の議運長の報告ではそのタイミングを逸してしまうのではないかと、そういう思いもあって、こういう形で具体的に提案をしたところでもあります。

○2番（福田道代君） 今、平成21年度からこのような問題も研究してきたというのと、あとは議会運営委員会の中でそういうような視察も行ってきたということで、そこではそうなんですけど、私ども議員には一切そういう具体的な内容が今まで、そこらの細かい内容も含めて全然知らないような状況があるんですね。

だから、問題が、具体的な背景が何かあるのかなというような疑念もありますし、そして、もっと、先ほど基本条例の話も出ましたけれども、そういう中でもう少し詳しく内容が私どもに、新人です、そういう中で知らされて、論議を深めて、来年選挙という形で、そういう中で具体的に全員の議員たち、議運を中心にしながらもわかりませんが、そこらあたりにもっと諮っていくというのが、何か余りにも一面的ではないかなというような懸念があるんですけども。

それと、何で議会運営委員会の9月の中で流れた、それがそういうふうにならなかったというのはどうということなのか、ちょっとわかりませんが。

○12番（竹之内 勉君） まず、議運のなかったというのは、それは議会運営委員会の……

○議長（中里純人君） 竹之内議員、マイクを近づけてください。

○12番（竹之内 勉君） 議会運営委員会の中での議論の結果があつた場で報告されたということになります。ですから、議会運営委員会は、基本、全会一致ですので、賛否両論あれば継続という形にとられ

ての議運長の報告だったんだろうと思います。

それと、何かあって今出したのかということですが、先ほど来言いますように、何かあって出すんじゃないくて、何もない段階で、そして、もう合併して11年たったよねと。具体的な例を示すことで皆さん方の議論を深めていただけると、そういう思いで提出をしたところであります。

○2番（福田道代君） 状況はわかりましたけれども、やはり第4条の「議員の配偶者または当該議員の三親等以内の親族が役員をしている企業、もしくは議員が実質的に経営に関与する企業、またこれに準ずる団体」というところが余りにも具体的なので、お聞きをいたしました。

○12番（竹之内 勉君） 先進地の条例を見ますと、親等は一親等のところもあれば二親等もある。また、三親等のところも実際ございます。

なぜ三親等かということだと思いますが、これは広島県の府中市議会で裁判になった件がございますが、ここは二親等です。それで一番で、いわゆる倫理条例のこの結果で辞職勧告が出された議員さんが、これは憲法違反じゃないかということで訴えられた裁判でございます。

で、一番は倫理条例合憲と。二審は違憲と。そして、最高裁が平成26年5月に結審しておりますが、合憲ということで原審差し戻しという形になっております。で、法的には二親等までは倫理条例許されるのかなと。じゃあ三親等は法にどうなのよと言われたときに、いろいろな法律の先生方、いろいろな議論があると思います。二親等でも裁判所が一番、二審、最高裁、それぞれの判決を出したわけですから。

しかしながら、先ほども言いましたが、全国には三親等でやっていらっしゃるところが実際ある。施行年月日も見ますと、選挙ももう2回やっていらっしゃるのかな、調べをしていけば3回もうやっていらっしゃるところもあるのかもしれない。それはどういうことかと推測するに、やはり住民の方が三親等じゃつとよということで住民の方も納得されて、それでよかどという後ろ盾があるんだろうと思います。

我々賛同者も含めまして、より高潔な倫理条例を目指そうということで、三親等と。実際、全国で先例のある三親等というものでこの提案を出したところであります。それについてはまた議論を深めていただければと思うところであります。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○17番（福田清宏君） 提案されました議案第95号につきまして質問をいたします。

95号は、いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定についてであります。質問が3回に限られておりますので、要領よく質問・答弁かみ合えばありがたいというふうに思っています。

まず、いちき串木野市議会基本条例との整合性についてお尋ねをいたします。

本日議員提出の議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定について、私は議長がいちき串木野市議会基本条例の制定と同様に議会運営委員会もしくは特別委員会等を設置して諮問されて、審議が始まり、幾度となく審査を重ね、議員間討論等を重ねて成案となると考えておりましたが、いきなりの議員提出ということで驚いております。

市議会の最高規範であるいちき串木野市議会基本条例の前段には「積極的な情報公開、議会活動への市民参加の推進、議員間の自由かつ達な討論、執行機関との緊張保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、政治倫理の遵守等について基準を設け、これを厳格に実践することにより、その責任を果たし、市民の負託に応え得る議会を築くため、本条例を制定する」とあります。

今回の議員提出の議案第95号の提出者や賛成者は、いちき串木野市議会において議長や副議長、監査委員委員長、副委員長などを歴任し、今もその職にある議員もおられます。そして、いちき串木野市議会基本条例の制定について力を注いだ議員でもあります。

しかし、議案第95号は議員提出に至るまで、議会運営委員会もしくは特別委員会を設置して諮問し、審査を重ね、議員間討論等を重ねて成案とするのではなく、すなわち議員全員での検討や審議、議員間の自由かつ達な討論は1回も行うことなく、議員18

名のうち、議案の提出の賛成者7名、一部の議員よりいきなり本日ここに提出されました。このことは、いちき串木野市議会基本条例を遵守することなく、むしろないがしろにした議員提出の議案であると思いますが、いちき串木野市議会基本条例の趣旨に反していませんか。いかがですか。その整合性についてお尋ねいたします。

また、議案第95号の提案理由に、いちき串木野市議会議員が市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与し、さらなる議会改革のために条例を制定しようとするものであるとありますが、議員提出に至る過程との整合性はとれておりますか。あわせてお尋ねいたします。

質問が3回に限られておりますので、あと5項目質問しますから、ゆっくりとひとつ、お答えください。

次に、いちき串木野市議会基本条例第17条との整合性についてお尋ねいたします。

いちき串木野市議会基本条例は、市議会の最高規範として平成25年6月27日条例第33号として制定されました。このいちき串木野市議会基本条例の議員の政治倫理第17条には、議員の政治倫理の規範については条例で別に定める等の条文の規定はありません。本日議員提出の議案第95号といちき串木野市議会基本条例第17条との整合性についてお尋ねいたします。

次に、議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例第4条についてお尋ねいたします。

議案第95号いちき串木野市議会の政治倫理条例、市との請負契約等に関する遵守事項第4条は「議員、議員の配偶者または当該議員の三親等以内の親族が役員をしている企業、もしくは議員が実質的に経営に関与する企業、またはこれに準ずる団体は地方自治法（昭和22年法律第67号、以下法という）第92条の2の規定を遵守し、市が行う工事請負契約等を辞退しなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りでない」とあります。

3問設問でお尋ねします。

「地方自治法第92条の2の規定の趣旨を遵守し」とはどのようなことを意味しておりますか、お尋ね

します。

二つ目に、「議員の配偶者または当該議員の三親等以内の親族が役員をしている企業は市が行う工事請負契約等を辞退しなければならない」とあります。このような義務事項を制定することは地方自治法第92条2の規定に合致しますか。努力事項ではなく、義務事項として規定する根拠はどこにありますか、お尋ねします。

三つ目に、何の目的があって当該議員の三親等以内の親族が役員をしている企業と規定されたのか、お尋ねをいたします。

次は、議案第95号いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の条文作成についてお尋ねします。この議案の条文の作成に当たり、議会事務局はどの程度のかかわりがありましたか、お尋ねをいたします。

以上、5点についてお尋ね申し上げます。大きくは5点です。

○12番（竹之内 勉君） いっぱい出ましたが、まず、基本条例との整合性はどうなのかということですが、倫理の部分は基本条例に確かにございます。しかし、具体的にしたもののが倫理条例であり、先ほど来御説明いたしますが、具体的に提案したほうが議論は深まるだろうということでの提案でございます。17条の関係ですが、1項でうたってあるわけです。で、2項に入れるとすれば、「別途倫理条例に定める」とか、そういう形になるかと思いますが、私はやはり市民の皆様方に議員としてこういう倫理でいきますとお示しすることが先だろうと思っております。ですから、17条との関係があるとすれば、同時に条例を改めていけばいいんじゃないかと思っております。

それと、三親等の部分であります。ここは先ほども申し上げました、先進地に倣い、議論のたたき台として一番高潔な、実際やっているところをこういう形ですよということでお示しをしたところあります。

議会事務局とのかかわりということですが、基本的には我々で条文を整理して、あと、文章のおかしくない部分等々については少し目を通していただいたところでございます。

以上であります。抜けたところがありますか。

○17番（福田清宏君） まず、基本条例との整合性についてお尋ねをしましたが、少しやはり疑問が解けませんで、去る9月12日に司会進行係竹之内勉議員のもとに第13回議員研修会が開催されました。議会運営委員会先進地行政視察報告書に基づき、大六野一美委員長より報告がありました。

その所感の中で、下関市議会の政治倫理条例の制定について述べられ、続いて条例の必要性について二つの項目について報告をされました。

その一つは、議員の倫理基準は議員各自が持ち合わせているものであり、本来は明文化する必要はないと考える。しかし、倫理基準を明文化することで、議員の政治倫理のより一層の向上と市民に対して相互の信頼関係の基盤とするため、条例制定の必要性、合理性について議論と検討を重ね、倫理条例の制定を次期改選までに議会運営委員会の責務として取り組む必要を感じたとあります。

その二つには、議員は地方自治法や公職選挙法等のもとに活動していることに鑑み、法に抵触する特別な事案がある場合を除き、議員政治倫理条例の制定は見合わすべきであると思う。現時点では本市議会の厳しい申し合わせを随時見直しながら運用していくべきである。以上のように述べられたところがあります。

去る12月21日開催の議会運営委員会において大六野一美委員長は、政治倫理条例のことは議会運営委員会で先進地域行政視察を重ねながら継続審査になっていると発言されました。こうした中に、この議会運営委員会の委員の職にある議員も議案第95号議案の賛成者になっております。

提出者の竹之内勉議員、あなたは議会運営委員会で継続審査になっている事案が議員提出の議案として取り扱われることに対して、長年議会活動に専念され、議長も歴任をし、現在、議会選出で市長の辞令交付を受けての監査委員として、また本会議常任委員会等の運営を熟知している議員として、このことに疑義を持たれませんでしたか。いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、17条との整合性ですが、いちき串木野市議

会基本条例の政治倫理第17条に、議員の政治倫理の規範については条例で別に定める等の条文を追加するかしないかの審議が先ではないかと私は思います。さきの答弁は倫理条例と一緒につけ加えればいいという答弁であります、それでは最高規範たる基本条例の意味はありません。

議会運営委員会の先進地行政視察における政治倫理条例については、平成28年7月11日訪問の山陽小野田市議会は、山陽小野田市議会基本条例（政治倫理）第28条第2号「議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます」とあり、同じく翌日の7月12日訪問の下関市議会は、下関市議会基本条例（議員の政治倫理）第19条第2号「議員の政治倫理に関する必要な事項は、別に定める」とあります。行政視察先の2市とも、市議会基本条例に基づいて政治倫理条例を制定しております。

このような行政視察を踏まえて、いちき串木野市議会基本条例（議員の政治倫理）第17条に第2項を設けることから審議すべきとであると思いますが、いかがですか。お尋ねをいたします。

次に、第4条の関係ですが、地方自治法、議員の兼職禁止第92条の2は「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれに準ずるべき者、支配人及び清算人たるることができない」と規定しております。このように、地方自治法第92条の2は議員本人のことに規定しているのであって、議員本人以外に及ぶところまでは規定していないと私は思います。上級の法、すなわち地方自治法を超える条例の規定は有効ですか。お尋ねします。

そして、義務事項として規定することにより、裁判となり法廷闘争になったとき、誰が受けて立つのかお尋ねをします。

あわせて、当該議員の三親等以内の親族が役員をしている企業との規定は、新しく議員に立候補しようとする住民の窓口を狭くすることにつながると思いますが、いかがですか。さきの福田道代議員の質問に対して広島県府中市議会の例を挙げられました

が、この判決最高裁合憲である旨をして原判決を破棄差し戻し出したという内容は、議員の地位を失わせるなどの法的な強制力を伴わない限り、二親等規制は合憲であるとされております。

以上のことについて、見解をお述べください。

次は条文作成のことですが、附則のことについて、先ほどはお聞きませんでしたけれども、周知期間のない附則が設けられております。第5条だったですかね。私はやっぱり議会事務局等と合議しながらの作文であれば、当然のこととして条例案審議の着目点というのが議員必携に幾つか記載されております。何の目的で制定されるのかとか、住民が賛成する内容であるのかとか、いろいろありますけれども、その辺に配慮すれば、当然のこととして市民への周知期間が必要ではなかったのかなと思いますが、いかがでしょうか。お答えをください。

以上、よろしくお願いたします。

○12番（竹之内 勉君） まず、92条の上級規定に倫理条例が反しないのかというお尋ねでございますが、全国も倫理条例制定のほうに動きがなっておる状況は質問議員も御存じのことかと思っております。また、府中市の倫理条例についても、裁判所をして憲法には合致しているよということでございます。ですから、この倫理条例は、あくまで我々議員としてこうあるべきだよねと、いわゆる市民目線から見たときに我々はどうあるべきかというほうに主眼を置くべきことだろうと思っております。

立候補者をいわゆる窓口を狭くさせるんじゃないかという御質問でございますが、どうでしょうか、政治倫理が規定があるから、これによって自分には特かな、損かな。損だとすれば、もう出なくていいやというふうな窓口の狭め方だとしたら、私はそれは効果があると思っております。それを乗り越えてでも、地域のために、市のために、住民のために何かやりたい、頑張りたい、そういう思いがあつてこそ立候補されて、そして、そういう方がこの議場に来られることこそが議会の活性化につながるんじゃないかと思っております。

ですから、自分自身のことを申すとあれですが、質問議員も若いころ出馬されて、そういう強い思い

で出られたと思います。私も結婚して間もなかったですけども、職をやめて出ました。そういう熱い思いの人がぜひこの議会に参加をしていただきたい。そういうことも含めて、この三親等がいいのか悪いのかは議論を深めていただきたい。そして、全国にはそういう例もある。それで選挙も何回かやっているところがある。要は、住民目線でこういう倫理条例がいいのか悪いのか、周知も含めて、次回改選までには市民の皆様方にお示しすべきだろうということで、タイミングとしてはこの本議会ということでお出しをしたところであります。

それと、議運のメンバーが名を連ねておるがということですが、議運の中でも賛否があったように聞いております。つくるべきだ、いや、92条現行法で十分だ。議運として取りまとめるには、先ほど申し上げましたけれども、議運の運営上両論ある場合は継続ということにしか委員長もできなかつたんだろうと思っております。そういう取りまとめの報告が先般の研修会であったと私は理解しております。

ですから、こうやって今、具体的に出て、ああじゃこうじゃということで今、議論をさせていただいておりますが、これは一步前進していると思っております。そういう意味で具体的な案をお示したところであります。

○議長（中里純人君） よろしいですか。

○17番（福田清宏君） 議長はちゃんとチェックしているんでしょ、質問の内容を。

○12番（竹之内 勉君） 済みません、言うてください。何と何とというのを。

○17番（福田清宏君） 3回までだから言えない。

○12番（竹之内 勉君） 何と何が漏れとったと言ってください。

○議長（中里純人君） 市民への周知期間ですか。市民への周知期間を設けたらいいんじゃないかということ。

○12番（竹之内 勉君） だから、それを含めて今のタイミングという。

○17番（福田清宏君） 座ったままで言うていいの。座ったままで言うていいのであれば、補足して提出

者に対してお尋ねをするけど。いいですか。

○議長（中里純人君） ちょっと待ってください。
暫時休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後零時05分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福田議員、質問の途中ですが、ここで、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時20分とします。

休憩 午後零時05分

再開 午後1時20分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○12番（竹之内 勉君） 漏れたところの御答弁をしたいと思います。

まず、基本条例との整合性の趣旨に反してないかというお尋ねでございますが、これは議員提案によって具体的な論を今、皆様方にお示しをしておるわけです。これに対していろいろな御意見を出していただいて、そしてよりよいものをつくっていく。まさにこの基本条例に反しているものとは思っておりません。

提案理由にある公正で開かれた民主的などというところで、提出される過程との整合性はというお尋ねでございますが、これも先ほど答弁しましたけれども、議員提案というものをもって皆様方に事例をお示しして、そして、これはもう18人にかかわることですから、皆さん方の御意見を出してまとめ上げていくということに思っておりますので、これこそ公正で開かれたものではないかと思っております。

議運長報告の件についてでございますが、9月の報告では両論あるということで私はそのように書いております。で、そこを議運のあり方もしん酌して、やはり具体的なものをお示したほうがよいだろうと、より議論はある意味議運の議論もそれで進むんじゃないかということ、議運の中でも賛同の御意見を出された方々にも御賛同をいただいたところでございます。

17条との整合性ということではありますが、これは福田道代議員にも御答弁いたしましたけれども、具体論を示して、そして、やはり議会基本条例が上か、どっちが下かという話ではなくて、市民の皆様方にそういうものをお示しして、あわせて基本条例が足りない部分があるとすれば17条に同時に加えていくと。まあ、解釈の違い、見解の違いかもしれません。

4条について、92条の2の趣旨を遵守するとはどういう意味かということではありますが、92条は先ほど読まれましたとおり、議員個人がこういうものをしてはいけないよという自治法の条例であります。これは裏を返すと、市民の皆さんから見て、そういうことをしたら疑われるからやっちはいけないよ。いわゆる倫理の裏返しだと私は解釈しております。ですから、そういう条例の気持ちを尊重しなさいよという意味に私はとっております。

三親等に辞退しなければならない義務事項、92条の2との整合性ということではありますが、先ほど、先進地府中市議会判例の件を申し上げましたけれども、ここも4条の中で委託契約を辞退しなければならないとうたっております。要するに、92条の2でカバーできない事例があちこちで起きている。だからこそ、この倫理条例をつくらなければいけないという風潮になっているものと理解しております。

何の目的で三親等を規定したのか。これも福田道代議員にお答えいたしました。現在、三親等のこの部分を適用している先進地は全国に何市かあります。範例は出ておりませんが、運用されているので、一番厳しいものを持ってきたということでもあります。

裁判になったとき誰が受けるか。これは法的なことになるんでしょうけど、議会の議決があれば、議長は3日の間を置いて首長のほうに報告をしないと。首長はその中身を精査して、20日後に交付と。全部オーケーが出ればですね、というのが法的手続でございますので、そういう手順を踏んで交付されたものであれば、これは一義的には市の責任で対応ということになるかと思っております。これはまた確認をしてみたいと思っております。

周知期間、そして自治法を超える規定ということ

のお尋ねもありましたけれども、その周知期間も含めてタイミングが今ということであります。そして、自治法を超える、先ほど言いました92条の2、これは議員の倫理を言ったものと解すれば、よりそれぞれの議会で身を慎みなさいよということだとすると、別に超えるというような見解にはならないのではないかなと、そのように思っております。

以上です。

○17番（福田清宏君） あと一、二、漏れたところありますけれども、もう3回目ですからあえて申しませんが、基本条例との整合性というところからいくと、やはり基本条例には、最初申しましたように議員の自由かつ達な討議とか、あるいは資質の向上、公正性、透明性の確保とか、いろいろそういうのをうたっておりますので、そのことからするとやはりちょっと違うんじゃないかと、整合性は保っていないと私は思っております。

それから、議員提出に至る過程ですが、ここはやっぱり考え方の違いだろうと思いますね。後でちょっとこのことには触れます。

それから、議会運営委員会の継続審査の事案がこういう形で提案されてきたと。これについてはちょっと答えがなかったように思いますが、委員会を否定されたんじゃないかというぐらいの思いをします。やっぱり委員会で検討中、継続審議中のものを抜き去って、一部議員が走り出すという姿は、基本条例からしてもおかしいし、本当に倫理があるのかなと思わざるを得ないというふうに思っています。

それから、基本条例に第2項を設けることが先ではないかと申ししたのは、どっちが先でもいいじゃないかという答弁ですけれども、そうじゃなくて、議会の最高規範は基本条例とうたってあるんだから、やはりその辺の理解は、どっちでもいいという理解はちょっと違うと思います。そういう思いで整合性を尋ねたところでありました。

それから、92条2の規定の趣旨を尊重しということですが、これは理解いろいろでしょうから、あえて言われたことの、そういう理解もあるのかなと思いつつも、やはり議会議員の身分保持の要件を定めるものであるというのが第1項にあるわけです。

だから、その理解の仕方によってはいろいろとまた発展するんでしょうけれども、広島県府中市議会の二親等の話についても、広島高裁の判決が破棄、差し戻されたら、それで最高裁は合憲であるという判断をしたということですが、これは議員の地位を失わせるなどの法的な強制力を伴わない限り、二親等規制は合憲であるというふうに言っているのであって、他の法律にかかわりがあることについては違うんじゃないかということをお尋ねしたようなことでした。

それから、努力事項でなく義務事項としたのはどうということかということの答弁はありませんでしたが、やはり義務事項とすると、その法人、企業あるいは団体が辞退しなければならないという規定になってるので、そこまで市議会の政治倫理条例が及ぶのかということになると甚だ疑問を呈さざるを得ないところでもあります。

当該議員の三親等以内の親族ということですが、こういうふうにする事で新しく議員に立候補しようとする住民の窓口が狭くなるということに対して、休憩前に、互いに立候補した身からすればどう市政に携わっていくかということが最初であつてと。そうですよ。だけど、そのときはこういう条例はなかったんです。だから、一生懸命自分の思うとおりに公職選挙法と自治法のもとに活動できたんです。だけど、こういうふうに「三親等の企業は」となってくると全然様相が違うという理解をしてこのことを尋ねたようなことでもあります。

それから、法廷闘争に誰が受けるかということは、答弁されたとおりで私も思います。市長が矢面に立たざるを得ない。なぜならば、いちき串木野市条例として発行する内容であるからであります。そういうふうに理解をしておりますが、果たしてそのとおりなのかどうかはまた法制にも聞いてみたいと思うことです。

それで、長くなっても何ですが、こうして数項目にわたって質問を重ねてまいりましたけれども、元来、いちき串木野市議会基本条例に照らして全議員での審議、討論等を経れば、竹之内議員が提出者になることもなかったらうし、今回こうしてあ

なたと質疑応答することもなかったと思います。そういう意味では大変残念でありますし、議員全員にかかわり、市民にもかかわりのある条例制定の議案が提出者や賛成者等一部の議員で合議されて、こんな形で唐突に議員提案として本会議に提出されたことを残念に思います。

条例案が作成されたときに、竹之内議員も議長初めいろいろな役職をこなしてこられた苦労の人です。わかっています。であればあるほど、条例案が作成されたときに議長に対して、こういう案ができたが、議長、議会運営委員会に諮問してくれんかとか、特別委員会をつくって付託してくれんかとか、そういう行動が先じゃなかったらどうかと、そういうふうと思うと、まことに残念な一件であります。

いちき串木野市議会基本条例の精神に合致していないと私は思っております。議会を分断をし、公開性を排除して、議員間討論さえも否定した乱暴な議案の提出であると思います。議員の数の力におごることなく、この議員提出の議案は取り下げて、いちき串木野市議会基本条例の制定と同様な審議を経て制定する方向での考えはございませんか。再度お尋ねをいたします。

○12番（竹之内 勉君） 今、いろいろ御持論も含めて述べられましたけれども、確かに我々が出馬したころと、また今は住民市民の皆様方の要望というのは格段の差があるかと思えます。そういう環境の変化の中にこの倫理条例というのが全国各地で制定されてきておるものと思っております。

今回、議員提案という提案権を利用して皆様方に少しでもこの倫理条例について前に進んで議論してもらえればということでの提案でございます。数によってとか、そういう御意見もありましたが、今から皆さん方と意見を交じあわせて、法的に本当にいいのかどうかも含めて、18人全員が納得できるものをつくっていくための一つの手段としてお出ししておるわけです。

ですから、皆さん方の忌憚のない意見を出してですね。当然、議決をすれば首長のほうにいきます。首長のほうで法的に問題はないかのチェックも入るわけです。そういうことを見据えて、少しでも市民

の皆さん方の目線に沿った倫理条例ができるようにという思いでの提出であります。

以上です。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○15番（原口政敏君） 議案95号に対しまして1点だけ質問をいたしますが、この政治倫理条例は、これは制定はしなければならんと私も理解はいたしております。いろいろと視察をされ、すばらしい条例が書いておられて、相当勉強されたんだろうなどと敬意を表しますが、ちょっと拙速だったかなという感もいたします。

そこで、全般的には理解をいたしますが、この第4条の当確議員の三親等、これになりますと、ひ孫までかかってまいりますね。そして、さらにはその議員の奥さんの兄弟、また、おい、めいまでくるということで、そうなりますと、議員になる方もちょっと少なくなるのではなからうかなという懸念もいたすところでございます。

そこで1点だけお尋ねいたしますが、県外のことはお聞きいたしました。また、鹿児島県の市町村におきまして、この三親等まで含めた条例をつくっているところが何カ所あるのか調べられたのか、その点だけはお聞かせいただけませんか。

○12番（竹之内 勉君） 県内の三親等は、今、市で倫理条例を制定しておるのは5市、始良市がちょっとまだ確認はとれておりませんが、始良市もそういう動きがあるように聞いておりますが、三親等というのは、私が調べた範囲ではございません。

○4番（平石耕二君） 私はただいまこの提出者の答弁を聞いて、ちょっと質問したいなということになってきました。というのが、この議会基本条例、つけ加えればいいのか、交付の手續についての答弁がありました。そしてまたただいまも、18人に係ることだから、本会議での議論を深めて、よりよい内容をつくっていくとかいうような答弁がありました。

私はこの本会議でのこの議案の提案ということについて、いささか疑問を持つものでございます。そんな、本会議での議案というのをその程度で、つくり上げていかなければならないことですけれども、たたき台をつくって。そのたたき台というのは上程

するまでに検討し合っているものではないのかなというふうに思います。

まして、例えば当局がこのような不完全な、私に言わせれば不完全です。不完全な議案を上程して、今のような答弁のされ方をしたときに、我々議会側はこの提案のやり方、その議案についても本当に確かなものなんだろうかなというふうな疑問を持つべきものだというふうに私は感じたところでございます。もうちょっと慎重に議論し合っ出てすべきじゃなかったのかなというふうに思います。

例えばこの議会基本条例、これについては議員間においてさまざまな議論をして、そして全員協議会でもんで、この立派なこの議会基本条例が出たところでございます。まして、この後委員長から報告があります定数関係の特別委員会の定数につきましても、けんけんがくがく9回にわたって議員の中から選出された委員で議論し合っできて上がったものがこの後報告されます。

このことを考えたときに、果たしてこの倫理条例、名前はいいです。確かにこのことが、倫理条例ということが出てきたら、これはやっぱり賛成せざるを得んどねというようなことでございますけれども、この内容であって、まだまだ今後完成していくんだというようなこのことを、今までの委員会で議員の中の討議においてのことであるならまだしも、本会議において訂正していくというような、このことが果たしていいのかなというふうに思うところでございます。そのことについての御答弁をお願いします。

○12番（竹之内 勉君） 先ほど来御答弁しておりますが、どちらが先かという話の論にもなるんですけど、議員の提案権を使いまして、少しでもこの倫理条例のことを皆さんで議論を進めたいという思いで提出をしたわけでございます。これに対して、全協での説明でもありましたとおり、ここで議論を重ね、そしてまた委員会でどうなるのかわかりませんが、そこでもまた議論を重ね、そして皆さんでつくり上げていくという手順になろうかと思っておりますので、皆様方のその意見が反映されないとか、そういうことにはならないんだろうと思っております。

す。

○4番（平石耕二君） 失礼な言い方ですけども、議長を経験された方がこの本会議での今の議論のあり方ですね、これは今まで議論し合っで正案になったものを議案として提案するのが私は正当なやり方ではないかなというふうに思うことから、ただいまのことを申し上げた次第でございます。

次に、第4条のことについてちょっとお尋ねします。

第4条で、市との請負契約等に関する遵守事項、「議員、議員の配偶者または当該議員の三親等以内の親族が役員をしている企業、もしくは議員が自主的に経営に関与する企業、またはこれに準ずる団体は地方自治法92条の2の規定の趣旨を遵守し、市が行う工事請負契約等を辞退しなければならない」というようなうたい方をしてあります。これは、私は余りにも強制的過ぎるのではないかと思うところでございます。

と申しますのが、他の先進地の視察もされたということでございますけれども、他の先進地の議案には請負契約の関係では市との請負契約等に関する努力事項というようなやわらかい言い方をしてあるんですね。そして、「議員は第92条の2の規定の趣旨を尊重し」、そして、中身は一緒ですけども、後は「工事の請負等の契約締結の自粛を求めるよう努めるものとする」というようなやわらかな表現の仕方です。うちはこの厳しい言い方をしたんだと先ほどの同僚議員の答弁にもありましたけれども、ここまで「辞退しなければならない」、この強制的な文面にしなければならなかったのかということの疑問でございます。

それから、92条の2ですけども、これは「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」という条項でございます。私はこの逐条解説を調べましたけれども、これは議員に関してのことであって、この団体に関するものではないと私の論理はそのように思

います。

そこで、うちのこの第4条は、議員がこのようにしなければならないということであればわかるんですけれども、「議員、議員の配偶者または当該議員の三親等以内の親族が役員をしている企業もしくは議員が自主的に経営に関与する企業、またはこれに準ずる団体は」と、「92条の規定の趣旨を遵守し、市が行う工事請負契約等を辞退しなければならない」と、ここまで強制することができるんでしょうかということに疑問に思います。

私たちは日本国憲法によりまして、不合理な差別の禁止や社会権、自由権、財産権と生活する権利を与えられております。他市の条例を見れば、今ほど読み上げましたように、契約の辞退を求めよう努めるものとするなど記載してあります。ここまで強制しなければならないのかということの疑問でございます。それらについて答弁をお願いいたします。

○12番（竹之内 勉君） 4条のそのくだりのところでありますが、先ほど来御答弁しておりますけれども、先進地の最も厳しいところを範として、今回採用して御提案をしたところでございます。このことが本市になじむのかなじまないのか、そういう、今、御議論がありますように、そういう議論をぜひやっていただきたいと思っております。

そういう意見を出して、確かにやわらかくしてあるところ、あるいは厳しくしてあるところ、それぞれの市や町で違うようであります。そういう部分も含めてじゃんじゃん議論をして、本市に合った倫理条例につくり上げていけたらなと思うところであります。

○4番（平石耕二君） ただいま答弁がありましたけれども、私が1回目で申し上げました、この本会議場がそういうようなつくり上げていくものの会場であるということであれば私の見解と異にするものですから、そこは議論の余地がないのかなと思ったところでございます。私はこの本会議というものは、そういうような類いの場所じゃないと。例えば、これは余談になりますけれども、市長と議員のやりとりの中で、私が知っている市長は「本議会であなただんなことを言ってるんですか」、そ

うような議員を叱咤されたことも若いころ記憶しております。本会議というのはそういうような場所であると。議論を育成、熟成していくところではないと。熟成した結果を持ってきて議論するところであるというふうに私は思うから、今のような質問になったところでございます。

三度目でございますが、これも今まで質問が出たかもしれませんけれども、疑問に思っているものですから、ちょっと質問させてもらいたいと思います。

我々は議員定数の審議会においても、若い人たちがやっぱり出てくるような場所でなければいかんかな、そういう雰囲気をつくっていかないかなんかということに議論したところでございます。こうしたときに、果たして同僚議員とのやりとりの中でも、そういうような意思を持っておればいろいろな壁があっても乗り越えてくるんだということでもありますけれども、この三親等という網をかぶせることによって、果たして家業か、議員か、そういうことをしたときに何人ぐらいそれでもいいと、家業を捨てても議員に出てくるという人たちがおればいいかなというふうに思っているところでございます。

それと、この三親等以内ということで、ましてこの第何条ですか、この中で、下請の請負契約まで網をかけてありますね。その人たちも92条のここに適用するんだというふうに私はとっているんですけれども、そうしたときに、いろいろな元請から下請というのがあるのが工事契約の成り立ちでございますが、そういう人までこうして我が議員の倫理条例で縛らないかんとかなという思いもでございます。そういう議論はされなかったのか。

それから、経済活動、我が町の経済活動にどのような影響が出るだろうかと。果たしてこういう三親等までという網をかけて、ましてほかのところと違って、議員は92条の2を遵守しなければならない、そのことだけではなくて、議員、それから議員が関係する団体も92条の2を遵守しなければならないということまでこの4条ではうたってありますから、そうなったときに、果たして経済活動が縮小されないかなということも懸念するものでございます。

そういうことについての議論がなされたのか、お

教えてください。

○12番（竹之内 勉君） 条文を読んでいただければと思いますが、要は、議員がそういう下請の契約やら何やら、そういうときにそういう業者を推薦したり紹介したりすることは議員はやってはいけないよということでございます。（「それは違う」と言う声あり）3条の3のことでしょう（「そのことは4条でやっている」と言う声あり）4条には下請は入れてないですね。第4条において、同じ、そこは市と関連のある、出資している団体、補助を交付している団体、そういう団体と同じくこの議員はこういうことをしたらいけませんよということでございますよね。

○議長（中里純人君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後1時57分

○議長（中里純人君） 再開します。

○12番（竹之内 勉君） これはもう、3条の3にあるように、4条において同じということでございます。

ですから、そういうことも含めて一番厳しいものを持ってきてございますと。で、これをたたき台にして議論をしていただきたいということでございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○16番（宇都耕平君） 今の流れですけれども、8ページの4条ですね。ここで、「三親等までの」とびしゃっと縛ってあるんですよ。企業もその中に入る、団体も入るといような。私のこれは国語力がなかとですかね。これで全部縛られておるわけですよ。私はそう感じるから、それぞれ福田議員も平石議員もおっしゃっていると思います。全部、そうした上に経済活動も縛られますよ。

ましてこれが訴訟になれば、市長が受けんな済まんという形になるということですよ。そうなったらどうなりますか。我々はそのために議員の討論会、議員間討論会、いろいろな形を持ってそれをまた議運にかけ、そしてそのためにも全協という会もあります。そこらでゆっくりとмонで、皆さんとともに

良いいちき串木野市をつくり上げるために基本条例もつくった経緯があります。

今回の議会基本条例、これはなくてはならない2セットでございます。であればあるほど、皆さんとともに、この後で出てくる議員定数のこれは、来年選挙がありますから、市民感情としては許されないということで我々も特別委員会で2減ということで3万人を切ったいちき串木野市ですから、緊急、もう来年が選挙ですから、こういう形で上がってくるわけです。

しかし、この我々のいちき串木野市の最高法規である基本条例、これはやはり議員間で討論し、すばらしいのをすり合わせてつくり上げて初めて提案されて、そこで条例化されるいちき串木野市の一つの法律ですよ。それをつくるべきだと、私はそのように、ほかの議員の方々も内心思っておられると思うんですけども、良心のもとに皆さん判断していただきたい。そして、今、18人の議員の皆さんで、よかをつくったどなど、いちき串木野市は。ほかのところと比べて基本条例もよか、倫理条例もいいのができたと言われるようなものにしてあげていかないと、条例というものはその一番の法規ではないですか。そして、事務局も法制の方々も協力してもらって、すばらしいのができた。

我々は一字一句、何もそっちのほうにけちをつけているわけではないですけれども、この4条、並びにその前の形で4条に同じとか何とかと3条の中で出ておりますけれども、これをよく読んで、皆さん、ここの提出者の方々はつくられたんですか。失礼な言い方になるからこういうことになるんですよ。こういうのを皆さんの議員研修会というのがあって、そこでもめばいいじゃないですか。なぜ今、こういう提案をされるんですか。議案提案、それは権利としてありますよ。ありますけれども、余りにも拙速過ぎる。まして、いちき串木野市に対して本当に緊急な提案ですか。それを伺います。

○12番（竹之内 勉君） ただいまの質問でもありますが、先ほど来お答えをしておりますけれども、議員それぞれがこれまで取り組んできたこと、議運の状況、あるいは日本国内、議会に対してそういう

風潮が盛り上がってきておると、県内でも既に5市が決めているというところで、タイミングは今しかないかなど。で、議員提案として出して、先ほど来言いますように、これを皆さんで作り上げていくわけですよ。それがこの議員提案ですので、ぜひそういう御理解をしていただきたいと思います。

それともう一つ、この三親等については一番厳しいところを持ってきたと説明しております。当然、家業をとるか議員をとるかというお話が出ましたけれども、その仕事をやめなさいよという話ではなくて、市の公共事業をとるときは、市民の皆さんから見て、そういう疑わしい目で見られないようにしましょうねということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○16番（宇都耕平君） 疑わしいとかそういう問題じゃないですよ。そのために自治法があるわけなんです。我々に対しての。1番の六法全書の中の自治法の92条の2でうたわれているわけです。それで縛りは私は十分であると思います。あとは議員の良識、常識により立候補されるわけです。それをこういう形で三親等までと縛りをかけて、そうであれば若い人たちはひ孫、いろいろな形で若い人なんか。

これはもういちき串木野市、地方自治体の場合は、それぞれの形で公共事業、一番のそれに携わっている人たちが多くははずです。本元請、下請、孫請、その流れを見ればどうなりますか。その人たちは消極的になり、まして経済活動はできなくなるじゃないですか。そうじゃなくして、政治として議員が出ればいいと、そんなものじゃないと思いますよ。

これは先ほどから言うように、一番のいちき串木野市の条例であって、それがいちき串木野市の法であります。それを議案提案されたのをここで討論して決めてくれと。そんなことが、皆さん、許されましかね。私はそれはないと思います。それぞれの皆さんが良識、常識を持って議員に出られたと思うんですけれども、ぜひその考えは私は、提案者竹之内議員、あなたは経験も豊かだと思えますけれども、どんなものですかね。最終的に、私は言えますけれども、数の横暴、今、国会がやっている自民党の数の暴挙ですよ。自民党議員の人もおられますけれど

も。

私は、本当に皆さんと討論し、議論を尽くしてすばらしい基本条例をつくらしたらどんなものでしょうか。もう1回提案者に聞きたいと思えますけれども、4条のこの中にはそれぞれ本当厳しいですよ。この文言の流れを見ますとですよ。本当に皆さん方、この皆さんで討議されてそういう条例をつくられたものか伺います。

○12番（竹之内 勉君） 賛同者も含めて、我々どうしようかと。まあ、一番悩むところです。もう二親等であれば判例も出てますから。しかし、今からつくるのだから、より厳しいものを市民の皆さん方にも、三親等でも市民の方どういう反応をされるかわかりません。しかし、とりあえずは三親等という厳しいもので議員提案をしたところであります。

これをもって皆さん方といろいろな意見を出していただいて、先ほど来言いますように、18人にかかわることですから、作り上げていこうという御提案でございます。

○6番（中村敏彦君） 宇都議員から賛成議員はどういう思いで署名をしたかという質問がございましたので。

確かに条文には思うところはたくさんいろいろあると思います。で、この提案者からのお話を聞いたときに、議会運営委員会に付託するというものでありまして、当然、基本条例と同じように、議運で議論し、全協に返し、議運で議論し、全協に返し、そのことが手順として行われるだろうことを前提に署名をいたしました。ほかの署名の議員はわかりませんが、私としてはそういう思いで署名をいたしました。

以上です。

○14番（下迫田良信君） 提案者の答弁に補足をいたしますが、先ほど来、政治倫理条例について皆さん質疑をなさっておられます。提案者が答弁をいたしておりますけれども、この政治倫理というのは、議員として踏むべき道をしっかりとここで定めてみようかということで提案をされているということだと思っております。

そして、第3条政治倫理基準の中の第3項の中に、「市が行う工事契約等について特定業者を推薦し、

または紹介することなどの有利を取り計らわない」ということが第3条の3項です。そして、そのことが4条にもかかっておりますよということですから、より一層厳しい状況の中でこの条例を今、皆さん方に提案をしているということです。

そして、先ほど来提案者が皆さんとつくる条例だというふうに言っておられますが、そのことにつきましてはいろいろ審議をする中で、もし不都合の等々があればどこかの段階の中で修正等も考えられながら、そういうことができればというような含みもあるかと思っておりますので、そのようなことで質疑の方々には御理解を賜りたいと思います。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○9番（西別府 治君） 提出者に言いますけど、これ私、議運以外の方は今日初めて見るんですね。はっきり申し上げまして。今朝、そして説明を受けたわけですよね。そうじゃないですか。

その中で4条ですけど、まず92条と2項ですよ、2項。「前項に規定する議員が実質的に経営に関与する企業」、これと92条との関係、まずこれをひとつお聞きをしたいと思えます。

それから、三親等を言っちゃいますが、これは役員ですよ、企業の役員。これ、日本全国の企業を対象としてますからね、これ。そうなんです。だから、多くの大きな企業の中には多くの役員がいるわけですよ。ね。それが三親等、配偶者は含むんですからね。ここらあたりをどのような手法で確定をするかと。そこが恐らくこの審査会等の審査等ということになってくると思うんですが。

端的に言いますと、北海道の企業がここにさせてくれと来た場合、調査せないかんじゃないですか。その役員がこれとかかわりがあるかないかというのを。これ、ここの審査会の中で調査できるかできないかということですね。今、二つですね。

それから、三つ目。この最高規範の条例に対しての答弁、どっちがとかこっちがとか。いや、これ違うんですね。我々は基本条例で最高規範と決めたんですよ。書いてありますよ、これ。何条ですか、9章の第18条に書いてありますよ。それ以外はつくらんと書いてあるんですよ。その関係。これが三つ目

ですね。

それから、この条例ができたとしますとね、新しい立候補者の萎縮ですよ。出る、出ないよりか、その前の萎縮ですよ。もうよかと。そうじゃないですか、若い人が。そういった流れ、四つですね。

まだたくさんありますけど、ちょっとお聞きします。

○12番（竹之内 勉君） まず、全国の企業がいっぱいあるかと。

○9番（西別府 治君） 順番にやってください、順番に。最初。

○12番（竹之内 勉君） 役員じゃなかったですか。

○9番（西別府 治君） そうじゃないですよ。92条とこの前項を先に言ったじゃないですか。

○12番（竹之内 勉君） 地方自治法と4条との関係はどうかということではありますが、先ほど来お答えしておりますけれども、92の2は直接議員個人にかかわることでございます。で、倫理条例は、それよりまたさらに厳しく自分たちで倫理を正していこうという意味で、その流れがその後に出てくるわけでございます。そういう関係だと御理解をしていただければと思います。

それと、日本全国の企業が本市に入札に来たときに、役員を誰が調べるのかということでございますが、まさにこの倫理条例の本質は、議員みずからが実はこの会社は私の役員がという、議員みずからお示しをするほうだと御理解をいただければと思います。

それと、基本条例との関係ですが、先ほど来申し上げておりますが、倫理条例を策定することがまず第一だと私は思っております。

それと、三親等以内で立候補が萎縮するんではないかという御指摘であります。ある意味そういう部分はあるかもしれませんが、そういうことも踏まえて三親等がいいのか悪いのか、これも御議論をしていただきたいと思っております。

○9番（西別府 治君） まあ、代表者ですよ、いろいろなことをずっと聞きたいんですけどね、答弁がもうほとんど内容がちょっとかみ合っていない状態です。

そして、一つだけはちょっと竹之内議員、言っておきますけど、この府中市の例ですね、さっきから言っているじゃないですか。それで、広島地裁では合憲、広島高裁では違憲、そして最高裁、これは小法廷なんですね。大法廷ではないですよ。小法廷で話。で、その中にこの関係を言っているんですよ。いいですか。「前項に規定する議員が実質的に経営に関与する」ということは、経営者でしょう、これ。あなた経営しているんじゃないかと言っているんですよ。これは92条の2に、専門用語で言いますと、先達というらしいですね。先達。法をくぐり抜けてやっていると、小法廷で言っているんですよ、これを。だから、やはりそういうこともちゃんと見て、やっていくことがないとおかしいじゃないですか、これ。小法廷で言っているんですよ。

ですから、もうこれ以上はもう言いませんけど、いろいろなこの文章も書いてあるけど、どうなんですかということ。だから、そのことは御存じなかったんですかということですよ。小法廷で。御存じなかったんですか。であれば、こういうことに対してのさっきの答弁は、いやいや、こうだよとなるべきじゃないですか。どうですか。

○12番（竹之内 勉君） 私もその府中市のそれは見させていただきました。その上での答弁です。私の理解が浅いのかわかりませんが、最高裁判所、小法廷ですけれども、そこではそういう判決が出たというふうに理解をしております。

○9番（西別府 治君） 余り追及はしませんけど、御存じないですよ。御存じないから、先ほどの中もそういったのが出てこないということでもあります。もうほかについてはいいです。終わります。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

ただいま議題となっている議案第95号については、議会運営委員会に付託します。

△日程第23 議案第96号

○議長（中里純人君） 次に、日程第23議案第96号を議題とします。

竹之内勉議員に提案理由の説明を求めます。

○12番（竹之内 勉君） 議案第96条の提案理由を申し上げます。

いちき串木野市議会議員の政治倫理条例第10条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

いちき串木野市議会議員の政治倫理条例施行規則の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっている議案第96号については、議会運営委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時42分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第24 特別委員長報告

○議長（中里純人君） 次に、日程第24、特別委員長報告を議題とします。

議員定数等調査特別委員長に報告を求めます。

〔議員定数等調査特別委員長下迫田良信君登壇〕

○議員定数等調査特別委員長（下迫田良信君）

平成28年第1回市議会定例会において、本市の議員定数はいかにあるべきかを調査するため、10人の委員で構成する議員定数等調査特別委員会が本年12月31日までの期限を付して設置されました。

去る3月28日第1回委員会に始まり、12月19日までに計9回の特別委員会を開催し、本市と人口規模が類似している九州管内52市の議会運営に関する資料収集をはじめ、市内各種団体との意見交換会、議員定数及びいちき串木野市議会に対する意識調査、さらには福岡県豊前市等への先進地視察を実施するなど、民意の把握に努めるとともに、各市議会運営のあり方等を参考にしながら議員定数等について慎重かつ真摯に審議を重ねてまいりました。

このたび、平成29年11月12日に議員の任期が満了となることを踏まえ、次回の一般選挙に向けて本委員会の意見を集約し、議員定数案についての結論を得ましたので、その調査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず初めに、本市の議員定数の経緯について申し上げます。

合併前の定数は、旧串木野市22人、旧市来町16人の計38人です。合併直後の平成17年11月には定数22人として新市としての最初の選挙が行われ、また、平成21年11月には定数22人から4人削減し、定数18人で選挙が行われ、現在に至っております。

次に、これまでの委員会審査の内容について申し上げます。

第2回及び第3回の委員会調査では全体スケジュールの確認、今後の委員会審査の進め方、収集資料の選定及び九州管内52市から徴した資料の分析をいたしております。資料に基づく人口2万人から3万人を含む、我々本市を含む九州管内17市の議員定数の比較では、定数20人が2市、18人が8市、16人が4市、15人が1市、14人が1市、13人が1市となっております。平均では17.1人となっております。収集資料に対する審査においては、議員定数に関係が密接な人口規模、財政状況、常任委員会構成、さらには議員報酬と、項目ごとに他市の状況と比較しながら審査をいたした次第であります。

委員の中から、議会や議員定数に対する市民の思いや御意見を十分に聞くことが重要であるとの意見が出され、広く民意を把握するために、市内各種団体に対して議員定数及びいちき串木野市議会に対する意識調査を行うことといたし、議会への関心度、議会情報の取得、議会傍聴、議会改革の取り組み、議員定数や議員報酬など10項目について調査をいたしております。

第4回委員会では意識調査の結果に対する報告と分析を行い、調査結果については51団体中43団体から回答があり、市議会への関心度の問いについて、関心があるとの回答が97%以上、議会改革の取り組みに対する評価の問いについては、評価する、または少し評価するという回答が合わせて90%以上とな

った一方で、市民の声が市議会に反映されていないとの回答が23.3%もあり、市民の議会に対する厳しい意見として真摯に受けとめるべきとして痛感をいたしている次第であります。

なお、議員定数については、現在、18人がよいとする意見が50%を超えているものの、現在より減らしたほうがよいとする意見も40%以上あり、判断に悩む数値として捉えるところであり、議員報酬については現行を妥当な額とする意見が72%との調査結果であります。

去る7月21日及び22日には市内各種団体との意見交換会を開催し、各まちづくり協議会や女性団体、商工会議所や青年会議所の方々など32団体52名の参加をいただき、意見を交じあわせたところであります。

会議の中で、定数削減の意見として、議員の報酬や定数は仕事内容によって評価されるべきであり、個々の議員活動がよく見えない現状に対する不満の意見や市の人口や財政状況等を考えると定数削減もやむを得ないとする意見などが述べられております。定数維持の意見としては、若手議員や女性議員が少ない現状、議員定数が削減をされると地域の声が市政に届きにくくなること、さらには選挙年齢が18歳に引き下げられ、議会においても今後は若い人の意見も反映させるべきで、新人が立候補しやすい環境を整えるべきとの意見も多く出されたところであります。

また、8月2日から3日にかけては議員定数削減の経緯や削減後の議会運営等の状況を調査するため、福岡県豊前市、大分県津久見市への先進地視察を実施いたしております。

豊前市は人口が約2万6,400人で、議員定数が13人ながら3常任委員会を組織し、議会運営を行っている現状について、豊前市議会議長外5名の議員を交えて研修及び意見交換をいたしております。

議員定数の経緯については、平成23年に17人から2人削減し15人に、平成27年には15人から2人削減し13人に削減したとのことで、定数削減の経緯については、議員自らの議案提案と市民からの請願によるものとのことであります。定数削減に当たっては、

市民へのアンケート調査を実施したり、請願をもとに委員会審査で論議したりと、削減に至るまでさまざまな議論の上で議員定数が決定されたとのことであります。

なお、豊前市は3常任委員会制をとっており、1人の議員が複数の委員会に所属する方法で委員会運営を行っており、創意と工夫、そして議員間の議論により、充実した議会運営が行われている状況がとても参考になった次第であります。

津久見市では人口が約1万8,600人、議員定数14人で二つの常任委員会での委員会運営とあわせて、本市と同様に議員定数等調査特別委員会を設置している状況について、津久見市議会議長外4名の議員を交えて研修及び意見交換をいたしました。

議員定数の経緯については、平成19年に18人から2人削減し16人に、平成23年に16人から2人削減し14人に削減をしており、現在に至っております。

定数削減については、これまで人口減少等による削減の経緯はあるが、今回の特別委員会での議員定数の議論については、平成27年度改選が無投票であったことから、議員自らが率先し特別委員会の立ち上げを求めたもので、議会として定数についてさまざまな角度から見つめ直し、そして、無投票の分析をしながら、市民に対してしっかりと説明ができる状況をつくりたいとのことであります。

第5回委員会は、市民団体との意見交換会及び先進地視察の実施結果をもとに意見や要望等の整理、先進地視察を通して得られた議会が取り組むべき課題や対応策について協議いたしております。

10月11日には県内他市の状況も把握すべきとして、南九州市と枕崎市を調査しており、南九州市は人口約3万6,000人で議員定数は20人、枕崎市は人口約2万2,000人で議員定数は14人であり、本市と人口や財政規模が類似している市であることから、議員定数についても同様の課題が多く、正副議長等を交えて意見を交換いたしております。ここでもやはり議員定数等削減についての市民の声はあるものの、これ以上削減すると地域の声が届きにくくなることや懸念されるなど、互いに共通する意見や課題が出されたところであります。

第7回委員会では、一つ、人口と議員定数の関係。二つ、類似市との比較。三つ、議員定数の現状維持あるいは削減となった場合の問題点。四つ、今後の議会運営、委員会運営のあり方。五つ、これまでの特別委員会の取り組み等について、その内容等を再確認した上で議員間討論を行っております。

この12月5日には第8回委員会を開催し、特別委員会としての最終判断をいたすべきとして、これまでの協議結果、意見等を勘案しながら本市の議員定数はいかにあるべきかについて採決を行った結果、本委員会としての結論は、次期一般選挙から適用する議員定数は現行の18人から2人削減し、16人とすべきであると決定をいたしました。

議論の中では、市内各種団体を対象に実施した意識調査において55%が現状維持の18人を望んでいることや、議員を減らすと市民の意見が議会に届きにくくなること、減らすことで若い候補者が出にくくなり議会活性化が進まないこと、類似市との比較でも現在の18人が著しく多い人数とは言えないことなど、さらには議員活動は政策提言や市政のチェック機能だけでなく、できるだけ多くの市民の意見を酌み取り、市政に反映させることも大切な活動であることなど、議員定数の現状維持を主張する意見が述べられたのであります。

一方、常任委員会の審査をより充実させるためにも、2常任委員会制をもとに、1委員会当たり8人を前提とした上での定数削減を求める意見や、人口が2万9,000人を切り人口減少が顕著であるため、財政状況や人口動態を考慮して削減の判断をすべきとする意見、さらには、実際市民の声は削減の意見が多いと感じる中で、現状維持と議会が判断するならば市民の理解は到底得られないなど、議員定数削減を主張する意見も多く述べられたのであります。

以上のことにより、次期一般選挙から適用する議員定数は、現行の18人から2人削減し、16人とすべきであるという結論に至ったのであります。

なお、議員定数削減に当たり、委員の中から、より一層の議会活性化を図るためには委員会審査の充実が必要であること、議員定数を削減することが議会改革ではなく、これ以上の削減はいちき串木野市

議会の衰退につながっていくこと、さらには議員定数と議員報酬の関係に触れ、若い方が立候補しやすい環境を整えるために生活給に見合った議員報酬が必要であることなど、今後のいちき串木野市議会のあり方等についてさまざまな意見が述べられたのであります。

私どもは今回、議員定数等調査特別委員会に寄せられた多くの御意見、御提言について真摯に耳を傾けるとともに、これまで以上に市民との意思疎通を図りながら、議員個人の資質向上及びいちき串木野市議会の活性化を図られるよう最善の努力を重ねてまいり所存であります。

以上で議員定数等調査特別委員会に付託されました案件について、調査の経過と概要の結果について報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○2番（福田道代君） これまでの委員会の経緯と報告をお聞きいたしまして、先進地の視察もいろいろと重ねてこられたということですが、そういう先進地の視察の中で、定数減というの、削減したところもさまざまな問題点を持っているということも言われましたけれども、削減することによって若い人や女性たちが議員として誕生しているというのが何か具体的に見えたところがあったのでしょうか。

○議員定数等調査特別委員長（下迫田良信君） 県内の南九州市においては、若い方、40代が二人ですか、今回の選挙に出ておられますし、その人たち自身の考え方だと思っております。特に、県外の市ではそういうことはありませんでした。南九州市が1市、若い議員がおられるということでもあります。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。これより、討論・採決に入ります。

特別委員長報告について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） 私は日本共産党を代表して、

議員定数等調査特別委員会の委員長の報告に対し、討論を行います。

もともと議員と議会は住民の代表として行政に住民の声をきちんと届け、無駄遣いなどをチェックして、住民の命と暮らしを守っていく、また、建設的な提案で行政をリードするという重要な役割を持っています。

議員の数が少なくなればなるほど住民と行政のパイプが細くなり、議会のチェック機能や提案機能も低下するということにもなりかねません。地方議員の数を増やすか減らすかは、住民の中にある多様な意見や要求が議会に正しく反映されるにはどれくらいの規模が必要かという基本的な物差しで決められるべきだと思います。

議員数は少なければ少ないほどいいというやみくもな議員定数削減論は、住民の声を議会に反映する、そんな道を閉ざす民主主義からの逆行と言えるのではないのでしょうか。

私は、住民の意思を無視した官僚的な行政や無駄遣いや非効率、利権や特権などをきちんとチェックできる力量と清潔さを持つ、そのような議会、住民の多様な意見が活発に議論され、住民に情報と問題点を明らかにし、住民要求実現のために働く議会、これは住民が主人公を貫く、そんな議会を目指すことが必要だと思っております。

定数の2削減で16ということで、今、報告がございましたが、やはりいちき串木野の議会といたしましては、現在の18の定数を維持するというので、今の議員定数等調査特別委員会に対しまして反対討論といたします。議員皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） 次に、原口政敏議員の発言を許します。

〔15番原口政敏君登壇〕

○15番（原口政敏君） 私は、特別委員長の議員削減につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

合併をいたしましてから11年が過ぎまして、何と4,178名の人口が減少いたしております。2万9,000人をもう切っているわけでございます。したがって、たとえ16名になりましても三つの委員会は維

持できます。また、ほかの市町村におきましても、先ほども特別委員長が申されましたとおり、一人の議員が二つの委員会を兼務している議会もあるわけでございます。

我が町は決して経済状況が私はいいとは思っておりません。市債残高におきましても220億円の借金を持っているわけでございます。恐らく来年18名の選挙をいたしますと、果たして市民の理解が得られるのでありましょか。私は得られないと思っております。

る説明を申し上げましたけれども、16名、委員長が申されましたとおり削減をされますことを皆様方に切にお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。御賛同をいただきますことを心からお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本件に対する委員長の報告は、次期一般選挙から適用する議員定数は現行の18人から2人削減し16人とする、であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 起立多数であります。

したがって、本件は承認することに決しました。

△日程第25 意見書案第2号

○議長（中里純人君） 次に、日程第25、意見書案第2号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

[議会運営委員長大六野一美君登壇]

○議会運営委員長（大六野一美君） ただいま議題とされました意見書案第2号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議

会の果たすべき役割はますます重要になっています。

このような状況の中、地方議会議員はこれまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸問題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められております。また、地方議会議員は議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等々、さまざまな議員活動を行っており、近年においては都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

よって、国においては国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう関係行政庁に対し意見書を提出しようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提案をいたします。よろしく御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

意見書案第2号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第26 意見書案第3号

○議長（中里純人君） 次に、日程第26、意見書案第3号原発コストの利用者への転嫁に反対する意見書の提出についてを議題とします。

中村敏彦議員に趣旨説明を求めます。

[6番中村敏彦君登壇]

○6番（中村敏彦君） 原発コストの利用者への転嫁に反対する意見書の提案理由を申し述べます。

経済産業省の電力システム改革小委員会は、東京電力福島第一原発の事故炉の処分費用、除染費用、賠償費用が当初見込みの11兆円から2倍の21兆5,000億円を超えることから、原発コストを新電力にも負担させる案を検討しています。言うまでもなく、電気料金に上乗せして利用者、国民全体に負担させようとする内容です。

もとより、電力会社には総括原価方式が適用された料金設定により、原価の4.4%が利益として保障され、世界一高い電気料と言われてきました。また、南日本新聞社説も指摘したように、既存の電力会社の支援策で自由化市場をゆがめるものです。

この案に対して、全国の新電力事業者や消費者団体などからの猛烈な批判で当初の検討内容から廃炉費用の一部は除く方向のようではありますが、現段階で21兆5,000億円とされる廃炉、除染、賠償費用は、正直なところ、止端がつかなくなっていくことは容易に予測できます。このことも南日本新聞10月6日号に「費用底なし、密室論議」の見出しで報じておりました。

福島原発事故を謙虚に受けとめ、再生可能エネルギーへの支援こそ大事なことであり、原発コストの利用者への負担転嫁は原発恒久化への道を開くものであります。また、誕生したばかりの本市新電力会社の経営にも影響しかねず、断じて許容できるものではありません。

皆さんも多分目を通しておられると思うんですが、今朝の新聞に、朝日新聞ですが、筋違いな経産省のこの方向に与野党や閣僚、消費者団体から異論が相次いだということと、自党内からも、利益は自分の懐に入れ、損失は他人の懐を当てにするのは理屈が成り立たないとの批判が多く出されることが報じられております。それを前提にして、年明け以降、関連する法案や予算案が国会で審議される。経産省がまとめようとしている負担案に捉われず、最善の策を徹底的に探してほしいという記事がございました。

そのようなことから、今回、平石議員、田中議員

に賛同いただきまして提出をいたしました。議員各位の御理解と意見書案への御賛同をよろしく願います。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

意見書案第3号原発コストの利用者への転嫁に反対する意見書の提出について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま、議題となっている意見書案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第27 意見書案第4号

○議長（中里純人君） 次に、日程第27、意見書案第4号介護保険制度のサービス低下を行わないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

中村敏彦議員に趣旨説明を求めます。

〔6番中村敏彦君登壇〕

○6番（中村敏彦君） 介護保険制度のサービス低下を行わないことを求める意見書案の提案理由です。

これも本当に新聞各紙の、特に読書の欄にいろいろ投稿がされておりますが、第7次介護保険制度に向けた厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の部会は介護保険制度見直しを検討しております。

その柱は、一つ目に要介護1、2の生活支援を昨年
から始まった要支援1、2のように市町村事業へ移
行する。二つ目は利用者負担の1割から2割、3割
への引き上げ。三つ目は介護保険料の引き上げの三
本柱でございます。

要介護1、2の生活支援については、市民団体あ
るいは全国市長会も7月4日に要望書を出されてお
るようですが、この7月4日の市長会の要望は、国
の責任において総合的かつ統一的な対策を講じるこ
と、給付費の25%とされる国費負担割合を引き上げ
ること等を要望として出されております。

そのような状況の中で、この要介護1、2の生活
支援の除外については今回は見送る方向のようであ
りますが、いつ検討の対象になるやもしれません。
収入に応じた負担はやむを得ないとしても、高齢者
を取り巻く状況は2018年度からの年金の切り下げが
加速され、また医療費においても70歳以上の住民税
課税世帯に対する自己負担の引き上げ等が検討され
ております。

このような状況を踏まえて、東、田中両議員の賛
同をもって意見書を提出いたしました。議員各位の
御理解と意見書案への御賛同をよろしくお願いいた
します。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

意見書案第4号介護保険制度のサービス低下を行
わないことを求める意見書の提出について、質疑は
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっている意見書案第4号につい
ては、会議規則第37条第3項の規定により委員会へ
の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は委員会への付託を
省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決しま
す。

本案は、原案のとおり決定することに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩します。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時27分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を
開きます。

お諮りします。

ただいま、総務委員長から、意見書案第5号原子
力災害の万が一の備えとして、市民への安定ヨウ素
剤の事前配布を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第一とし
て議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号原子力災害の万が一
の備えとして、市民への安定ヨウ素剤の事前配布を
求める意見書の提出についてを日程に追加し、議題
とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第5号

○議長（中里純人君） それでは、追加日程第1、
意見書案第5号を議題とします。

総務委員長に趣旨説明を求めます。

〔総務委員長濱田 尚君登壇〕

○総務委員長（濱田 尚君） 失礼いたしました。

ただいま、議題とされました意見書案第5号原子
力災害の万が一の備えとして、市民への安定ヨウ素
剤の事前配布を求める意見書について趣旨説明を申
上げます。

福島第一原発事故により高濃度の放射性物質が広
範囲に拡散し、周辺地域では避難生活を余儀なくさ

れています。この事態を振り返ったとき、安定ヨウ素剤の備蓄がありながら、住民に服用のための配布が行き届かない事例が明らかになっています。この事態を踏まえ、国は原子力災害対策指針を改正し、原子力災害が発生した場合に備え、安定ヨウ素剤の事前配布を含む予防服用体制を整備することを盛り込みました。

万が一原子力災害が発生し、安定ヨウ素剤を服用しなければならない場合、即時に住民各個人に対し安定ヨウ素剤を配布することは困難であり、このような事態を回避するには安定ヨウ素剤を事前配布することが市民の命を守る合理的かつ効果的な手法であると考えことから、鹿児島県知事に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、鹿児島県が設置した原子力安全避難計画等防災専門委員会において安定ヨウ素剤の事前配布について協議すること。

2、事前配布計画を策定し、原発から30キロメートルまでの地域住民に対し、安定ヨウ素剤の事前配布を希望する者への配布を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

意見書案第5号原子力災害の万が一の備えとして、市民への安定ヨウ素剤への事前配布を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第28 閉会中の継続審査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第28、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第29 閉会中の継続調査について

○議長（中里純人君） 次に、日程第29、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第30 議員派遣について

○議長（中里純人君） 次に、日程第30、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（中里純人君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。

これからいよいよ寒さが厳しくなり、慌ただしい年末年始を迎えることとなります。議員の皆様方には健康に一層留意され、越年されますよう心から御祈念を申し上げまして、御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（中里純人君） これで、平成28年第4回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時34分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 議案第95号 いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の制定について
議案第96号 いちき串木野市議会議員の政治倫理条例施行規則の制定について
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成28年12月26日

議会運営委員会

委員長 大六野 一 美

いちき串木野市議会

議長 中里 純人 様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第1号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情
陳情第2号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成28年12月26日

総務委員会

委員長 濱 田 尚

いちき串木野市議会

議長 中里 純人 様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 請願第2号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める請願
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成28年12月26日

産業建設委員会

委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について

平成28年12月26日

総務委員会

委員長 濱 田 尚

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
 2. 教育問題について
 3. 健康問題について
 4. 福祉問題について
 5. 医療費抑制について

平成28年12月26日

教育民生委員会

委員長 東 育 代

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
 2. 商工・観光・交通運輸について
 3. 公共事業（社会資本整備）について

平成28年12月26日

産業建設委員会

委員長 宇 都 耕 平

いちき串木野市議会

議長 中 里 純 人 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 鹿児島県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 平成29年1月13日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成29年1月19日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員